

- ◆ 環境省では、補助金等の手続きにおける書面の押印の見直しが行われました。
- ◆ 当協会は、環境省に準じて様式の押印省略が可能です。
- ◆ 手続きにあたって、本資料をご確認頂きたくお願いします。

■ 申請者⇒協会の書類

押印不要です。【押印省略のポイント】をご確認ください。

もちろん、申請者の社内手続き等の事情により、押印文書とすることは可能です。

■ 協会⇔申請者の書類

押印を省略して通知します。従いまして、基本的に通知文書は、メールで行います。

申請者の事情により、押印文書が必要な場合はあらかじめその旨の連絡をお願いします。

【押印省略のポイント】

◆ 様式の巻末に書類の真正性を確保するため以下の記載を必ず追加してください。

(本件責任者及び担当者の氏名、連絡先等)

(1) 責任者の所属部署・職名・氏名

(2) 担当者の所属部署・職名・氏名

(3) 連絡先 (電話番号・Eメールアドレス)